

遠隔監視等を活用した高度処理促進事業

【平成21年度概算決定額 62（125）百万円】

対策のポイント

有明特措法対象地域など高度処理の推進が必要と見込まれる地域において、高度処理推進のための施設改築や計画策定等を一体的に支援します。

- ・通常、定期巡回によって施設の管理と運転操作を行っている農業集落排水施設に、遠隔監視による適時適切な運転操作を導入し、効率的な高度処理を実現。

政策目標

活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築

<事業の内容等>

1. 事業内容

①施設改築

遠隔監視を通じた高度処理運転を実現するための施設改築費

②技術的支援

ア) 高度処理を実現する最適運転マニュアルの作成

イ) 情報処理システムの構築

ウ) 市町村担当者等を対象とした高度処理技術研修

エ) 放流水質の向上を検証するための水質調査の実施

オ) 農業集落排水施設の高度化と最適管理を実現し、汚泥の利活用を進めるための市町村計画の策定

2. 採択要件

①有明特措法対象地域、湖沼法指定湖沼流域及びその他高度処理の推進が必要と見込まれる地域の市町村

②2以上の汚水処理区で高度処理を導入する市町村

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 市町村

2. 補助率 施設改築：1/2
技術的支援：定額

3. 事業実施期間 平成18年度～平成22年度（採択期間平成18年度～平成20年度）

【担当】農村振興局農村整備官

糸賀・近藤 (03)3501-3748 (直)